Q & A

Q&A については、以下の公募ウェブサイトもご参照ください。問い合わせが多い内容については、随時更新していく予定です。

http://www.amed.go.jp/koubo/010720150608.html

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の運用、所属研究機関・研究者の登録および e-Rad の操作等に関しては、以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.e-rad.go.jp/

AMED-CREST、PRIME 共通事項

- 〇 革新的先端研究開発支援事業について
- Q 現在、本事業で行われている研究開発には、どのようなものがありますか。
- A 以下の研究開発領域で研究開発が実施されています。これらの研究開発領域は、日本医療研究開発機構(以下、AMED)が科学技術振興機構(JST)の戦略的創造研究推進事業(CREST)から承継したものです。事業ウェブページ

(http://www.amed.go.jp/program/list/01/07/023.html) もご参照ください。

疾患における代謝産物の解析および代謝制御に基づく革新的医療基盤技術の創出

(研究開発総括:清水 孝雄)

生体恒常性維持・変容・破綻機構のネットワーク的理解に基づく最適医療実現のための技術創出 (研究開発総括:永井 良三)

エピゲノム研究に基づく診断・治療へ向けた新技術の創出

(研究開発総括:山本 雅之) (研究開発副総括:牛島 俊和)

炎症の慢性化機構の解明と制御に向けた基盤技術の創出

(研究開発総括:宮坂 昌之)

脳神経回路の形成・動作原理の解明と制御技術の創出

(研究開発総括:小澤 瀞司)

人工多能性幹細胞 (iPS 細胞) 作製・制御等の医療基盤技術

(研究開発総括:須田 年生)

アレルギー疾患・自己免疫疾患などの発症機構と治療技術

(研究開発総括: 菅村 和夫)

- 平成 27 年度研究開発提案募集への応募について
- Q 応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。
- A 必要ありません。ただし、採択後には、AMEDと研究者が研究開発を実施する研究機関との間で委託研究開発契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。

- Q JSTのCRESTやさきがけと、AMED-CRESTやPRIMEに同時に応募することはできますか。
- A 特段の制限を設けておりませんが、公募要領「III. 2. (4) 選考の観点(事前評価項目)」に記載のとおり、研究費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたらないかという観点で選考が行われますので、ご留意ください。
- Q JSTのCRESTやさきがけで採択されていますが、AMED-CRESTやPRIMEに応募できますか。
- A 現在 JST で事業実施されている研究領域については、特段の制限はございません。しかし、 平成 26 年度までに JST で採択された場合でも、現在 AMED に移管された 7 つの研究開発領域 (本 Q&A 1 ページ記載)の研究開発代表者である場合には、平成 27 年度中に当該研究開発期間が終了する場合を除き、応募はできません。
- 研究開発提案書における色の使用について
- Q 研究開発提案書中の文字や図表はカラーでも大丈夫ですか。評価者は、カラーの状態で提案 書を見ますか。
- A 評価者は、カラーの状態で提案書を評価します。ただし、PDFの状態から印刷出力を行うこともあり、低解像度でも見やすい図表を使うなどの配慮をお願いします。
- 〇 研究開発実施場所について
- Q 日本国外の研究機関に所属していますが、応募はできますか。
- A 研究開発開始までに、日本国内の研究機関において研究開発を実施する体制をとることが可能であれば、応募は可能です。
- 〇 採択後の異動について
- Q 研究開発実施中に研究開発代表者の人事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合も 研究を継続できますか。
- A 異動先において、当該研究が支障なく継続できるという条件で研究の継続は可能です。異動 に伴って、研究開発代表者の交替はできません。
- Q 研究開発実施中に移籍などの事由により所属研究機関が変更となった場合、研究開発費で取得した設備等を変更後の研究機関に移動することはできますか。
- A 当該研究開発費で取得した設備等の移動は可能です。また、委託研究開発費(直接経費)により取得した設備等についても、原則として、移籍先の研究機関へ譲渡等により移動することとなっています。
- 〇 研究開発費の使途について
- Q プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。
- A 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究 開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再 委託は、原則として認められません。

〇 その他

- Q 本事業のプログラムスーパーバイザー (PS) 、プログラムオフィサー (P0) は誰ですか。また、どのような役割を果たすのですか。
- A 研究開発総括がプログラムスーパーバイザー (PS)、研究開発副総括がプログラムオフィサー (PO)です。研究開発総括・研究開発副総括は、研究開発領域の運営方針の策定、研究開発課題の選考、研究開発計画(研究開発費、研究ユニット編成を含む)の調整・承認、に加え、研究実施場所の訪問等による研究開発代表者との意見交換・研究への助言・指導、研究開発課題の評価、その他必要な手段によって、研究開発領域を運営します。
- Q 昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。
- A 本事業は平成27年度に設定されたため、昨年度は公募を行っていません。科学技術振興機構 (JST) への応募状況については、http://www.jst.go.jp/pr/info/info1051/index.htmlをご覧ください。
- Q 様式1の研究者番号とは何ですか。
- A e-Rad (府省共通研究開発管理システム http://www.e-rad.go.jp/) へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を指します。研究者情報の登録については、公募要領「II. 7. 府省共通研究管理システム (e-Rad) について」をお読みください。
- Q 現在、日本国外の研究機関に所属しており研究者番号を持っていません。どうしたらよいで しょうか。
- A 研究者登録申請書、本人確認用証明書のコピーなどを直接e-Radのシステム運用担当に郵送し、ご本人による研究者の登録申請を行ってください。詳しくはe-Radポータルサイトより「研究者向けページ」にある「システム利用に当たっての事前準備」の「研究機関に所属していない研究者」の項目をご覧ください。
- Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、代理に面接選考を受けさせてもいいですか。あるい は、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。
- A 面接選考時の代理はお断りしています。また、多くの評価者の日程を調整した結果決定された日程ですので、日程の再調整はできません。公募要領「III. 1. (4) スケジュール等」に示してある面接選考期間をご確認いただくと共に、各研究開発領域の面接選考の実施日程については、公募ウェブサイト(http://www.amed.go.jp/koubo/010720150608.html)によりお知らせいたしますので、そちらをご確認ください。
- Q 研究開発の実施中にライフイベント (出産、育児、介護)による研究開発の中断・再開は可能ですか。
- A 研究開発代表者にライフイベントが発生した場合、研究開発総括・研究開発副総括と相談の 上、ライフイベントごとに定める一定の期間まで研究開発を中断し、再開することができま す。この場合、中断による影響を踏まえて、研究開発費用も含めた研究開発計画の見直しを 行います。

AMED-CREST に関する事項

- 〇 研究開発費の記載について
- Q 研究開発提案書に、積算根拠や年度ごとの予算を記載する必要はありますか。
- A 研究開発費の積算根拠は必要ありませんが、費目ごとの研究開発費計画や研究グループごと の研究開発費計画を研究開発提案書の様式7に記載してください。また、面接選考の対象となった方には、研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途お願いする予定です。

〇 研究開発実施体制・予算配分について

- Q 研究開発実施体制の研究開発分担者グループの編成および研究開発分担者グループへの予算 配分に関して、適切とは認められない例を教えてください。
- A 提案されている研究開発構想に対する実施体制において研究開発代表者が担う役割が中心的ではない、研究開発の多くの部分を請負業務で外部へ委託する、研究開発構想における研究開発分担者グループの役割・位置づけが不明、研究開発分担者グループの役割・位置づけを勘案することなく研究開発費が均等割にされている予算計画、等が考えられます。
- Q 研究開発提案書に記載した研究開発実施体制および予算総額を、面接時に変更することはできますか。
- A 研究開発提案書に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることのないよう応募 時に慎重に検討ください。なお、採択時に研究開発総括からの指示により変更を依頼するこ とはあります。

○ 応募者の要件について

- Q 非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能ですか。また、研究開発期間中に定年退職を 迎える場合でも応募は可能ですか。
- A 研究開発期間中、国内の研究機関において自らが研究開発実施体制をとることができ、かつ、AMEDが研究機関と委託研究開発契約を締結することができるのであれば可能です。

○ 研究ユニットの編成について

- Q 複数の研究機関が、1つのグループに入っても良いですか。必ず研究機関ごとにグループを わける必要がありますか。
- A 同じ研究実施項目を複数の組織(研究室、部局、研究機関等)で取り組む必要があれば、これらが1つのグループに入っても構いません。ただし、採択後に委託研究開発契約を締結する際に、個別に経費執行する必要がある場合は、グループをわける必要があります。詳細は、採択後にご相談ください。
- Q 日本国外の研究者を、研究開発分担者として研究ユニットに含めることはできますか。
- A 当該研究者の参画が研究開発構想を実現する上で必要不可欠であることなど、所要の条件を 満たす場合には、可能です。公募要領「II. 2. 研究開発体制の要件」および「II. 3. 研究開 発実施機関の要件」に記載の条件をご確認ください。

- Q 日本国外の機関でなければ研究開発の実施が困難であるという判断基準とはどのようなものですか。
- A 日本国外での実施を必要とする基準は以下のような場合が想定されます。
 - 1. 必要な設備が日本になく、日本国外の機関にしか設置されていない。
 - 2. 日本国外でしか実施できないフィールド調査が必要である。
 - 3. 研究材料がその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

〇 研究開発費について

- Q 採択後、ユニット(研究開発課題)内での研究開発費の配分はどのように決めるのですか。
- A ユニット内での研究開発費の配分は、採択直後に策定する全体研究開発計画書、および毎年 度策定する研究開発計画書によって決定します。研究開発計画については、公募要領「VI.
 - 1. 研究開発計画の作成」をご参照ください。

○ 委託研究開発契約について

- Q 研究開発分担者が所属する研究機関の委託研究開発契約は、研究開発代表者の所属機関を介した「再委託」*の形式をとるのですか。
- A 本事業では、研究契約は「再委託」の形式はとっておりません。AMEDは、研究開発代表者および研究開発分担者が所属する研究機関と個別に委託研究開発契約を締結します。

○ 研究開発の評価について

- Q 採択された研究開発の評価はどのように行われるのですか。
- A 研究開発課題の評価としては、原則として、
 - 1) 研究開発開始3年後程度を目安として行われる中間評価
 - 2) 研究開発期間終了後に行われる事後評価 があります。詳しくは「VI. 3.評価」をご参照ください。

○ 重複応募について

Q AMED-CRESTにおいて、「研究開発代表者」として応募し、かつ他の研究開発提案に「研究開発分担者」として参加することは可能ですか。

A 提案は可能ですが、それらの提案が採択候補となった際に、研究内容や規模等を勘案した上で、研究開発費の減額や、当該研究者が実施する研究開発を1件選択する等の調整を行うことがあります。ただし、研究開発代表者と研究開発分担者が互いに入れ替わって、複数件の応募をすることはできません。詳しくは「II. 4. 重複応募の制限等」をご覧ください。

^{*} 研究契約における「再委託」とは、研究開発代表者の所属機関とのみ機構が締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のことです。

PRIME に関する事項

- 応募者の要件について
- Q PRIMEでは、年齢制限はありますか。
- A 年齢制限は設けていませんが、若手研究者がこの制度により飛躍することを期待するものです。
- Q 非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能ですか。
- A 応募者の所属、役職に関する制限はありません。所属機関における常勤、非常勤あるいは有 給、無給の別は問いません。
- Q PRIMEに応募者として応募し、かつ、AMED-CRESTに研究開発分担者として参加することは可能ですか。
- A PRIME への応募は可能です。ただし、既に AMED-CREST に研究開発分担者として参加されていて今回 PRIME の提案が採択候補となった場合、または、ご自身が応募している PRIME と研究開発分担者として参加を予定されている AMED-CREST の両方が今回同時に採択候補となった場合には、AMED-CREST での役割を見直すことや、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことになります(平成 27 年度に終了する場合を除きます)。よって、事前にAMED-CREST 研究開発代表者とよく相談の上、応募を検討してください。
- Q 日本学術振興会特別研究員はPRIMEに応募できますか。
- A 応募時の身分については規定しません。AMED 以外の機関の制度を既にご利用、あるいはこれ から申請される場合、AMED 以外の機関の制度における PRIME との重複の適否については、それぞれの機関にお尋ねください。
- 研究開発費の記載について
- Q 研究開発提案書に、研究開発費の積算根拠や年度毎の予算を記載する必要はありますか。
- A 必要ありません。また、面接選考の対象となった方には、研究開発費の詳細等を含む補足説 明資料の作成を別途していただく予定です。
- 〇 研究開発参加者の記載について
- Q 研究開発提案書の様式5に、研究開発参加者を記載する必要はありますか。
- A 実験補助者など研究開発代表者以外の研究開発参加者がいれば、応募時点で想定する範囲で 記載してください。

〇 その他

- Q 研究開発代表者の人件費を研究開発費から支払うことはできますか。あるいは、研究開発費とは別途に措置される場合がありますか。
- A 公募要領「II. 1. 応募者の要件」にございますように、「応募者自らが日本国内の研究機関に所属し、原則として当該研究機関において研究開発を実施する体制をとること」が要件となっていますので、所属する研究機関にて措置されることが原則と考えておりますが、所属機関での採用条件においてご自身が獲得した外部資金から人件費を措置することとなっている場合は、個別にご相談ください。

各研究開発領域に関する事項(公募説明会における質疑応答より)

- メカノバイオロジー機構の解明による革新的医療機器及び医療技術の創出
- Q 対象とすべき疾患領域はありますか。
- A 特段ありません。わかりやすい例としては、宇宙飛行や寝たきりの際の筋萎縮、骨粗鬆症が 挙げられ、心疾患(心房細動、動脈硬化)、創傷治癒、再生医療に関わる疾患なども対象と なり得ますが、これらに限定するものではありません。自由に考えていただければと思いま す。
- Q 研究組織(研究ユニット)の中に、臨床医や民間企業が研究開発分担者グループとして参画 することは必須ですか。
- A 必須ではありません。健康・疾病・福祉に役立つ方向性を目指すという面では臨床医や民間 企業の協力は大変有効と考えますが、これらの方々がユニットに参画していないからといっ て、選考に不利になることはありません。
- Q 医療技術の創出を目指して行うものの、そこまでにはまだ遠く、基礎的な研究に主軸が置かれているような研究開発提案も採択される可能性がありますか。
- A 本事業は出口を見据えた基礎研究を実施するものであり、基礎的な研究も当然採択の対象となります。基礎研究と応用研究は別物ではなく、本当に役立つ研究は優れた基礎研究であると考えます。基礎的であるから不利になるということはなく、その基礎的内容がメカノバイオロジー分野の発展にとって重要であるかという観点で選考を行います。
- Q 研究開発計画の中に、メカノバイオロジーを司る「分子の同定」(例えば、トランスクリプトームやプロテオーム解析)は、必須でしょうか。つまり、メカノバイオロジーを支える生理現象を解明し、それに基づいて医療技術の創出につなげる、という「分子同定」が含まれていない研究開発提案は、不適切なのでしょうか。
- A 力の作用を理解する一つの切り口として分子同定は考えられますが、それに限定するものではありません。ご注意いただきたい点として、科学的根拠(分子には限りません)を明らかにすることなしに運動療法や理学療法の方法のみを改良するという研究開発提案は、避けていただきたいと思います。
- Q 光、圧、熱、振動現象は、本研究開発領域の対象となるでしょうか。
- A 視細胞による光のセンシングやシグナル伝達については、それのみで一つの大きな分野であり、それを対象とした場合にはバランスを欠きますので、本研究開発領域では対象外とします。ただし、非侵襲的な力学的ツールとして光を使用する場合、例えば、光を受けた結果として、あるいは光照射によって、細胞に力学的イベントを起こす等の内容については、対象とします。圧、熱、振動現象は、本研究開発領域の対象となります。

- 画期的医薬品等の創出をめざす脂質の生理活性と機能の解明
- Q 研究組織 (研究ユニット) の中に、臨床医や民間企業が研究開発分担者グループとして参画 することは必須ですか。
- A 必須ではありません。研究開発体制の望ましい形として、公募要領には多分野の融合を記載 しておりますが、研究開発期間後に到達すべき目標によって、必要とされる研究体制を組ん でください。
- Q 「医療応用につながる」という点に関し、想定されているレベルのイメージを教えてください。
- A 様々なレベルがあり得ると考えます。既に具体的なレベルに予備研究が進んでいる場合に は、具体的な前臨床開発や臨床開発を含めていただいて結構です。ただし、前臨床開発や臨 床開発のみを対象とした研究開発提案は、本公募の対象外とします。まったく新しい発想で 提案をしていただく場合には、将来の医療応用の可能性が十分な科学的合理性をもって説明 がされていれば、十分に選考対象に値すると考えます。後者の場合にも、全体としての戦略 的な目標を具体的な形で研究開発提案書に記載してください。
- Q 実用化に向けたシーズ創出や臨床応用が研究開発計画に必要ですか。
- A 研究開発目標にありますように、本領域は脂質が関与する生命現象・疾患に関して、実用化に向けたシーズ創出を目的としています。特にAMED-CRESTでは、目標とするシーズ、そしてシーズ創出に至る合理的な研究スキームをご提案下さい。PRIMEについては、必ずしもシーズ創出を目的とはしないが、これまでの脂質研究のパラダイムシフトを与えるような、野心的な研究を歓迎します。一方、具体的な臨床開発をAMED-CRESTの中に含めることは、予算面でも人員の面でも困難と思われますが、もし臨床開発を含めることが可能と考える場合には、具体的な見通しや見込み、研究開発の方向性についての考え方を研究開発提案書に記載して下さい。
- Q 文部科学省提示の研究開発目標「3. 達成目標」の3項目を一つの研究開発課題に含める必要がありますか。
- A ①、②の技術開発を行いながら、③を実行するというスキームとなっておりますが、3つすべてを一つの研究開発課題に含める必要はありません。研究開発領域全体として文部科学省から提示された研究開発目標を達成することが、AMEDに課されたミッションとなっています。
- Q 研究開発目標「3. 達成目標」の、2番目の項目「機能性脂質を自在に操作するための制御技術創出」の具体的なイメージはどのように考えたらよいでしょうか。
- A 例えば、化学合成により新規プローブやアナログ分子などを作成し機能再現を行うことや、 実験的な操作を行うことなどが、考えられるように思います。